

大川教生第288号
令和2年10月2日

大川市社会教育委員の会
会長 永尾 学 殿

大川市教育委員会
教育長 内藤 妙子

社会教育法第17条第1項第2号の規定に基づき、次の事項について理由を付して諮問します。

1 諮問事項

地域学校協働活動の充実について

2 諮問理由

大川市では地域学校協働活動として、主に3つの活動を想定しています。1つめは読み聞かせや丸付け支援、ふるさと学習、花壇・芝生整備、登下校の見守りなどの学校支援活動、2つめは放課後算数教室やおおかわ寺子屋といった放課後等の学習支援活動、3つめは職場体験やもちつき、制作活動、スポーツなどの体験活動です。各小中学校で様々な活動が行われていますが、地域と学校をつなぐ人材の確保・育成とスムーズな連携体制の構築、地域人材の発掘・確保とそれに伴う活動内容の広がり、地域学校協働活動の組織的運営など多くの課題があります。

また、大川市教育大綱では、大川市の目指す人間像として「ふるさとを愛し、人とのつながりを大切にする、創造性豊かなひと」を掲げております。その中では、地域に育まれた文化と伝統、礼儀と規範に誇りをもち、それらを愛し、育み、ひととのつながりを大切にし、積極的に社会とかかわり感謝の念をもって次代の大川を支える人間を育成することが推進されています。地域には伝統文化に詳しい多くの高齢者がいますが、彼らの豊富な知識や技術、経験を活かす場は少なく、さらに地域の伝統行事や恒例行事への参加者は減少しており、地域のつながりや伝統文化を継承していくことが困難となっています。

以上のようなことから、ふるさと学習をはじめとする地域学校協働活動の充実と持続的な取組のために、いかなる方策が必要か次のような事項を中心に意見を求めるものです。

- (1) 地域と学校をつなぐ人材の確保・育成とスムーズな連携体制の構築について
- (2) 地域人材の発掘・確保と活動内容の広がりについて
- (3) 郷土に誇りと愛着を持つ人づくりのためのふるさと学習等の取組について

3 答申期限

令和4年3月